

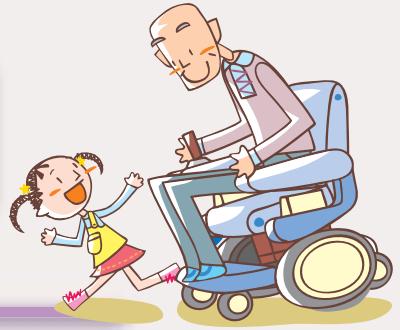
第3次瑞浪市障害者計画 ・第3期障害福祉計画

「やさしさあふれる ふれあいプラン3」



平成24年3月
瑞浪市

I 計画の基本的な考え方



1 計画策定の背景と趣旨

障がい者数の増加、障がい者の高齢化、障がいの重度・重複化等が進む中、障がいの状況に応じて、きめ細やかな各種サービスを提供していくことが求められています。

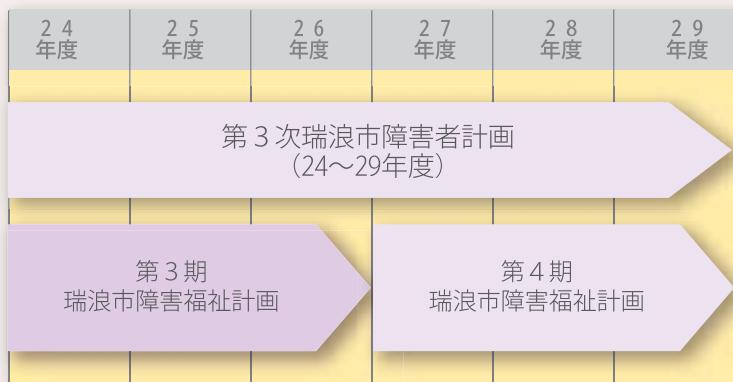
国においては、障害者自立支援法を改正し、「障害者総合支援法」として、新たに法律の理念に「共生社会の実現」や、難病患者を対象として加えるなどの制度改革を予定しており、障がい者を取り巻く施策は新たな転換期を迎えています。

こうした中で、障がい者本人が住みなれた地域で安心して暮らしていくよう、行政、事業者、ボランティアなどの連携を強化し、障がい者をサポートしていくことが必要です。さらに、障がいや発達の遅れの早期発見、早期治療とライフステージの各場面の連続性を大切にした総合的な生活支援を進めていく必要があります。

新計画の策定にあたっては、「障がいの状況に応じたニーズを把握し、必要なサービスを確保していくための計画づくり」「人生の各段階において連続した適切な支援ができる計画づくり」を計画策定のコンセプトとし、「第3次瑞浪市障害者計画」及び「第3期瑞浪市障害福祉計画」を定めています。

2 計画の期間

瑞浪市障害者計画・障害福祉計画の期間は、平成24年度を初年度とし、障害者計画については平成29年度までの6年間とします。障害福祉計画については、第3期として、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。



3 基本理念

誰もが住みなれた地域や家庭でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮できる全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」の理念の2つを基本理念とし、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

4 計画の対象

障がい者が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、地域において障がい者に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、この計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

5 基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の視点を基本に計画を推進します。

① 地域での共生

誰もが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障がい者自身も、ともに社会を変えていく主体としての役割がいっそう期待されます。

障がい者が安心して地域で生活できる社会、市民一人ひとりがともに尊重し合い、支え合うあたたかい社会を築いていくため、ハード・ソフトの両面から様々な妨げとなるものを取り除いていく施策を展開し、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

② 自主性と選択性の尊重

“心豊かな暮らし”といっても、どのような生活を望むかは人によって様々です。一人ひとりが自らの思いを描き、自分らしい生き方を目指していくことが、満足できる生活につながります。

身近な場所で自分が望むサービスを主体的に利用し、地域で安定した生活を送ることができるように、サービスの質・量の両面に渡る充実を図り、情報提供や相談体制等を整備し、一人ひとりのニーズにあった支援体制を推進します。

③ 自立と社会参加の促進

障がい者が地域の中で、自分の能力を最大限に発揮し、主体性と自立性をもって、社会の中で自己実現・社会貢献していくため、就労・外出・コミュニケーション等への支援を促進し、自らの意思で積極的に社会参加できる環境を整備します。

④ 地域における支援体制づくり

すべての市民が障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立への努力を尊重し、地域で助け合い、支え合うことで、障がい福祉の増進と浸透を進めていくよう、当事者団体、社会福祉法人、サービス提供事業者、NPO、ボランティア等の活動への支援と連携を強化し、協働による支援体制づくりを積極的に推進します。



II 分野ごとの基本計画

1 保健・医療の充実

- 安心・安全な出産ができるよう妊娠前からの指導・啓発と妊娠後の妊婦健診の受診促進と保健指導の充実を図ります。
- 障がいの原因となる疾病予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、生活習慣の改善に取り組み、市民の健康の保持・増進を図ります。
- 発達の遅れがみられる児童について、早期の療育につなげるための体制整備に努めます。
- 医療費助成を充実するとともに、県や近隣自治体と連携し医療の確保に努めます。
- 精神疾患に関する理解と、こころの健康づくりを促進するための啓発に努めます。
- 難病患者・家族に対する生活支援、医療情報などの提供に努めます。

- ① 障がいの発生予防
- ② 早期発見体制の確立
- ③ 医療体制の充実
- ④ 精神保健の推進
- ⑤ 難病対策の推進

2 療育・保育・教育の充実

- 早期療育の実施につなげるとともに、一貫した療育システムの構築に取り組みます。
- 訓練内容の充実を図るとともに、保育所等訪問支援の実施や対象児の拡大等事業の充実を図ります。
- 幼児園・保育園における障がい児への加配を継続するとともに、保育士、幼稚園教諭の障がい児支援に関する質の向上を図ります。
- 障がい児教育のスキルアップを図るとともに、園から小学校、小学校から中学校への連続性のある教育体制の整備を図ります。
- 障がい児の放課後支援の充実を図ります。

- ① 療育体制の充実
- ② 障がい児保育の充実
- ③ 特別支援教育の充実

3 生活支援体制の充実

- 障がい者がより良いサービスを受けることができるよう、障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 関係機関、事業所等の連携による支援体制の充実を図ります。
- 知的障がい、精神障がい者等に対する成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を促進するとともに、障がい者の虐待の防止など障がい者の権利擁護に対する取り組みを推進します。
- 障がいが必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、個々の障がいの状況や、ライフステージ、家族のニーズに応じた各種サービスの確保に努めます。
- 医療行為を必要とする重度心身障がい児の短期入所の受け入れ先の確保に取り組みます。
- グループホーム、ケアホームの設置など、障害福祉サービス事業所等と連携し地域生活への移行を推進します。

- ① 相談支援体制の充実
- ② 権利擁護の推進
- ③ 福祉サービスの充実



4 自立と社会参加の促進

- 障がい者雇用を推進するとともに、障がい特性に対応した柔軟な雇用形態の啓発など、職場定着のための支援を充実します。
- 企業などで就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保に努めます。
- 福祉的就労から一般就労へ移行できるよう、関係機関、事業所との連携促進に努めます。
- 文化、スポーツ活動を通して障がいのある人が障がいのない人と交流を図ることのできる機会の創出に努めます。

- ① 障がい者雇用の促進 ② 福祉的就労の確保
③ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

5 安全・安心のまちづくり

- 公共性の高い施設、道路や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- 住宅のバリアフリーへの支援策を周知し、住宅バリアフリー化を促進します。
- 広報みずなみ、ホームページの充実を図るなど、誰もが欲しい情報の提供に努めます。
- 障がい者を悪徳商法などの犯罪被害から守るため、地域での見守り体制を充実するとともに、成年後見制度の活用を促進します。
- 地域住民や、医療機関、福祉施設などと連携し、災害時に要援護者が安全に避難できるよう支援体制づくりに取り組みます。

- ① 生活環境の整備 ② 情報バリアフリーの促進 ③ 防犯・防災体制の整備

6 人権尊重と支え合いのまちづくり

- 障がいや障がい者に対する市民の理解を深める啓発を行うとともに、障がいのあるなしに関わらず市民がお互いを尊重し合える社会を目指した人権施策を推進します。
- 学校教育において、障がい者との交流や体験活動を実施するとともに、福祉教育の充実を図ります。
- 地域福祉計画に基づき、地域福祉活動の充実を図ります。
- ボランティア活動のための人材確保、活動促進を図ります。
- 福祉の専門的人材の確保に努めるとともに、公共サービス従事者への障がいに関する知識・理解の向上を図ります。

- ① 広報・啓発の推進 ② 福祉教育の推進 ③ 地域福祉活動の推進
④ ボランティア活動の推進 ⑤ 福祉の人材育成と質の向上

III 障害者自立支援法に基づく第3期障害福祉計画

1 第3期障害福祉計画策定における国の動向

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの第3期障害福祉計画を作成するものです。

【主な改正内容】

○ 同行援護の創設

- ・平成23年10月1日より地域生活支援事業の移動支援事業によるサービスのうち、視覚障がい者に関する移動支援を個別給付化し、同行援護が創設されました。

○ 相談支援体制の充実・強化

- ・これまでサービス利用計画対象者が大幅に拡大され、障害福祉サービスを利用する全障がい者について、平成24年から平成26年の3年間にすべてサービス等利用計画を作成することとされました。サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業が新たに制度化され、市町村により指定されます。
- ・地域相談支援が創設され、地域移行、地域定着に対する支援が個別給付化されました。
- ・相談支援体制の充実・強化を図るために、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確化しています。

○ 障がい児支援の強化

- ・これまで、児童福祉法、障害者自立支援法それぞれに規定されていた障がい児施設が児童福祉法に統合され、障がい児の通所、入所施設が再編されました。通所施設は障害児通所支援となり、入所施設は障害児入所支援となります。
- ・通所施設については、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援という4つの事業が児童福祉法による給付事業となります。

2 平成26年度の目標



施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日現在の入所者数 56人

平成26年度末の入所者数 55人

地域生活移行者数 9人

福祉施設から一般就労への移行者

平成17年度の一般就労者数 0人

平成26年度の一般就労移行者数 4人

IV 障がい福祉サービス等に関する見込み量

訪問系サービス

サービス名	単位	23年度	26年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	19	25
	時間分	341	550
重度訪問介護	人分	0	0
	時間分	0	0
行動援護	人分	1	2
	時間分	10	20
重度障害者 等包括支援	人	0	0
	時間	0	0
同行援護	人	5	6
	時間	61	90

日中活動系サービス

サービス名	単位	23年度	26 年度
生活介護	人分	74	95
	人日分	1,468	1,900
自立訓練(機能訓練)	人分	0	0
	人日分	0	0
自立訓練(生活訓練)	人分	0	0
	人日分	0	0
就労移行支援	人分	2	5
	人日分	30	100
就労継続支援(A型)	人分	0	5
	人日分	0	100
就労継続支援(B型)	人分	35	40
	人日分	673	800
療養介護	人分	2	2
児童発達支援事業 (児童デイサービス)	人分	51	70
	人日分	209	315
短期入所	人分	12	20
	人日分	78	150

居住系サービス

サービス名	単位	23年度	26 年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	5	15
施設入所支援	人分	63	55

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	単位	23年度	26 年度
計画相談支援	人分	0	24
地域移行支援	人分		2
地域定着支援支援	人分		5

地域生活支援事業

サービス名	単位	23年度	26年度
相談支援事業			
基本相談支援事業	箇所	5	5
基幹相談支援センター	実施状況	-	検討
地域自立支援協議会	設置状況	設置	設置
障害者虐待防止センター	箇所	-	1
成年後見制度利用支援事業			
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	-	2
コミュニケーション支援			
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用者数	7	10
日常生活用具給付等事業			
介護訓練支援用具	件	0	3
自立生活支援用具	件	6	3
在宅療養等支援用具	件	8	10
情報・意思疎通支援用具	件	8	8
排泄管理支援用具	件	470	670
居宅活動動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	3
移動支援事業			
移動支援	実利用者数	7	5
	延べ利用 時間	336	240
地域活動支援センター事業			
市内事業者分	箇所数	0	0
	実利用者数	-	-
市外事業者分	箇所数	1	1
	実利用者数	29	100
その他の事業			
日中一時支援事業	箇所数	8	8
	実利用者数	32	45
訪問入浴サービス事業	箇所数	2	2
	実利用者数	0	1

V 計画の推進



1 計画策定の背景と趣旨

保健、医療、福祉のみならず、教育、防災、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられます。そのため、計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

障がい者が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワーク確立のため「地域自立支援協議会」を核とし、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を図ることにより、この計画を推進していきます。

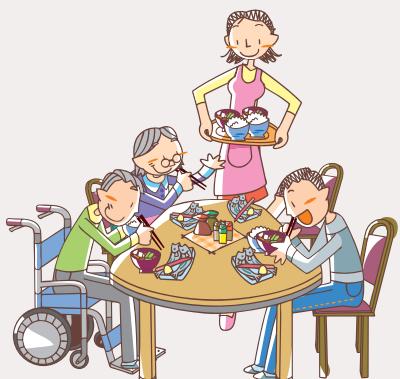
3 計画の進行管理

この計画の各施策の進行管理は、総合計画及び各分野別計画の進捗状況や改訂にあわせて、市政全般の動きに沿って進めます。

また、各年度において、サービス供給量のほか地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について点検、評価を行います。

4 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。



瑞浪市障害者計画・障害福祉計画 — 概要版 —

発行／瑞浪市（平成24年3月）
編集／瑞浪市市民福祉部社会福祉課
岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
TEL (0572) 68-2111 (代)
FAX (0572) 68-0294